

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。

第三号の二及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

三の二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務の提供に用いられる標準的な役務利用管理システムの機能及び当該役務利用管理システムに関して、他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

三の三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する他事業者による電気通信役務の提供に用いられるSIMカードの種類及び機能

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障について、その影響を受けるおそれのある他事業者への通知及びその利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者が負うべき責任に関する事項

〔六〇十 略〕

（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはSIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

〔新設〕

〔新設〕

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五 ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

〔六〇十 同上〕

〔2 略〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 略〕

五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる前号の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者ごとの次に掲げる事項

イ 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件

ロ 提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定設備設置事業者」という。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款について、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

3 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十四条第二項の規定により届け出ている接続約款は、前項の変更届出があるまでの間は、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の規定により届け出ている二種指定設備設置事業者は、同条の規定に基づき、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を新施行規則の施行後遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。ただし、この省令の施行の際、新施行規則第二十五条の七第五号に定める事項を総務大臣に届け出ている場合は、この限りではない。

〔2 同上〕

(法第三十八条の二の総務省令で定める事項)

第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜四 同上〕

〔新設〕

○第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 接続料の計算等（第十六条）</p> <p>「附則 略」</p> <p>第四条 「略」</p> <p>「一～四 略」</p> <p>2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる部分以外のもの</p> <p>二 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（次号に掲げる機能を除く。）</p> <p>三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>「3 略」</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>「2 同上」</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算す</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 精算（第十六条）</p> <p>「附則 同上」</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>（接続料の原価及び利潤）</p> <p>第六条 接続料の原価は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定電気通信設備管理運営費とする。</p> <p>2 接続料の利潤は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。</p> <p>「3 同上」</p> <p>（第二種指定設備管理運営費の算定）</p> <p>第七条 第四条各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。</p> <p>「2 同上」</p> <p>（他人資本費用）</p> <p>第八条 第四条各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。</p>

る。

〔式 略〕

2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 略〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \times \left(\frac{\text{第四条第一項各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}} \right)$$

三百六十五日

〔6～9 同上〕

(自己資本費用)

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 略〕

〔2～4 同上〕

(利益対応税)

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

一 第四条第二項第一号 回線容量

二 第四条第二項第二号 回線数

〔式 同上〕

2 第四条各号に掲げる機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔3・4 同上〕

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \times \left(\frac{\text{第四条各号に掲げる機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}}{\text{当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数}} \right)$$

三百六十五日

〔6～9 同上〕

(自己資本費用)

第九条 第四条各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

(利益対応税)

第十条 第四条各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

〔式 同上〕

〔2～4 同上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔2～4 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第二号に掲げる機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

一 接続料の原価は、SIMカードの調達費用に、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用として合理的に算定したものを加えたものとする。

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

$$\frac{\text{運転資本} - \text{前号の調達費用} \times \text{SIMカードの枚数からこれに係る繰越金の定率までの平均的な日数}}{\text{三百六十五日}}$$

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、

第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 精算

第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定による会計の整理の結果及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

〔新設〕

該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料については、前項の規定は適用しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十八年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新接続料規則第四条第二項第三号に掲げる区分に係る接続料については、新接続料規則の規定は、平成三十年四月一日以降の接続料から適用する。